

滑川市消防団PR動画等制作業務委託プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、滑川市消防団への入団促進を図ることを目的に、消防団の活動内容ややりがい、地域に果たす役割を広く発信するためのPR動画等の制作にあたり、企画提案の提出を求め、業務の履行に最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 滑川市消防団PR動画等制作業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 提案限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ただし、この金額は業務規模の上限目安であり、契約時の予定価格ではない。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号いずれの規定にも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による会社更生手続き開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (4) 企画提案書の提出日時点で指名競争入札に係る指名停止措置を滑川市から受けていない者であること。
- (5) 富山県内に本店または支店を有すること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

4 入札参加資格を有していない者の参加

滑川市の入札参加者資格名簿に登録されていない者が参加する場合は、次のとおり追加書類を提出すること。事前審査の結果、滑川市入札参加資格者名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合には、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができるものとする。

- (1) 提出期限：令和8年8月14日（金）17時まで
- (2) 提出書類：次に掲げる書類一式を1部提出すること。（電子メール）。
 - ① プロポーザル参加資格審査申請書（様式1-1）
 - ② 営業概要書（様式1-2）
 - ③ 納税証明書

次の2種類を提出すること（写し可。最新の未納がないことが確認できるもの。）。

- ・ 国税に係るもの：所得税又は法人税及び消費税に未納がないことの証明書

個人の場合 … 第 9 号様式（その 3 の 2）

法人の場合 … 第 9 号様式（その 3 の 3）

※個人・法人とも納税の猶予を受けている場合 … 第 9 号様式（その 1）

※電子納税証明書の提出も可。電子申請・書面発行については税務署へ問い合わせること。

・市町村税に係るもの：申請者（委任先がある場合は委任先の営業所等）の所在する市（区）町村から賦課された税の納税証明書

※未納がないことがわかる証明書（例：完納証明書）でも可

④ 登記事項証明書又は身分証明書

・申請者が法人の場合：本社（本店）の所在地を所管する法務局で発行される商業登記簿謄本又は商業登記の履歴事項全部証明書（写し可）

・申請者が個人の場合：本籍地のある市（区）町村で発行される身分証明書（写し可）

⑤ 財務諸表又は確定申告書（1 期分・写し可）

※③④は、いずれも証明年月日が申請書提出日から 3 か月以内のものであること。

(3) 配布方法

①及び②については、本市のホームページからダウンロードすること。③については税務署及び所在の市（区）町村に問い合わせること。

5 プロポーザル実施に係るスケジュール（予定）

令和 8 年 8 月 5 日（水）	公表（企画提案募集開始）
令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 5 時まで	実施内容に関する質問締切日
令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 5 時まで	参加表明書等提出締切日
令和 8 年 8 月 19 日（水）	参加資格確認結果通知
令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時まで	企画提案書等の提出締切日
令和 8 年 9 月 11 日（金）	審査日（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和 8 年 9 月中旬	審査結果の通知・公表（予定）
令和 8 年 9 月中旬	業務委託契約の締結（予定）

6 提案公募関係資料の配付

(1) 配付資料

① 本要項

② 仕様書

③ 申請関係様式

（ア）参加表明書（様式第 1 号）

（イ）企業概要書（様式第 2 号）

（ウ）業務実施体制（様式第 4 号）

（エ）辞退届（様式第 5 号）

（オ）質問書（様式第 6 号）

（カ）企画提案書（様式第 7 号）

（キ）費用見積書（様式第 8 号）

(2) 配布方法：本市のホームページからダウンロードすること

(3) 配布期間：令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 5 時まで

7 参加表明等

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加表明書(様式第1号)、企業概要書(様式第2号)及び業務実施体制(様式第4号)を令和8年8月14日(金)午後5時までに電子メールで提出すること。

※電子メールの表題を「プロポーザル参加表明【滑川市消防団PR動画等制作業務】(会社名)」とし、添付はPDFデータにして送付すること。

(2) 企画提案者の選定

企画提案者の参加資格の有無については、令和8年8月19日(水)までに公募型プロポーザル資格確認結果通知書(様式第3号)により通知する。

なお、提出期限までに参加表明書が提出されなかった場合、又は参加資格を有する旨の通知を受け取らなかった場合は企画提案書を提出することはできない。

(3) 参加表明後の辞退

参加表明書等を提出後、参加を辞退する場合は辞退届(様式第5号)を提出すること。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問等は、以下により提出すること。

(1) 提出期限：令和8年8月14日(金)午後5時まで

(2) 提出方法：質問票(様式第6号)により電子メールで送付すること。なお、持参、口頭及びFAXによる質問は受け付けない。

(3) タイトル：電子メールの表題を「プロポーザル質問票【滑川市消防団PR動画等制作業務】(事業者名)」として送付すること。

(4) 回答方法：質問に対する回答は、質問回答書として、質問者に電子メールにて送付するものとし、事業者名を伏せて、質問と回答の内容を市ホームページに掲載する。

(5) 受け付けない質問項目

- ① 審査基準の配点に関する質問
- ② 他の参加者に関する質問
- ③ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

9 企画提案書及び費用見積書の提出

(1) 提出期限：令和8年9月4日(金)午後5時まで

(2) 提出書類：企画提案書(様式第7号) 正本1部及び電子データで提出すること。 費用見積書(様式第8号) 同上

(3) 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書は、別紙「仕様書」に沿った内容とし、A4横判(一部A3版折り込み可)、片面印刷で表紙には事業者名を明記し、20ページ以内(表紙含む)とする。また、PR動画がイメージできる内容のものを組み込むこと。

(4) 費用見積書について

仕様書に基づき、制作業務に係る全ての費用(税込・捺印)を計上することとし、費用の内訳書を添付すること(任意様式)。

※電子メールの表題を「プロポーザル企画提案書【滑川市消防団PR動画等制作業務】(会社名)」とし、添付はPDFデータにして送付すること。

10 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）等

企画提案書等の提出後、審査委員会において、プロポーザル参加者による企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション等に応じない場合、辞退したものとみなす。

(1) 審査日：令和8年9月11日（金）午前9時30分から 滑川市役所西館4階第4会議室

※詳細については、別途通知する。

(2) 審査委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリング

- ① プレゼンテーション等は非公開により行う。
- ② ヒアリングに係る費用は提案者の負担とする。
- ③ 出席者は1提案者につき3名までとし、業務責任者となる予定の者は原則出席すること。
- ④ 持ち時間は25分程度（プレゼンテーション15分程度、ヒアリング10分程度）とする。
- ⑤ プレゼンテーション等で使用するパソコン等の必要な機材は提案者で準備すること（スクリーン、プロジェクターについては市で準備するので、機材等を使用する場合は事前に連絡すること）。
- ⑥ プレゼンテーション等は提出済みの企画提案書等を基に行うものとし、それ以外の資料の追加等は認めないこととする。
- ⑦ プレゼンテーション等及び質疑応答により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑧ プレゼンテーション等の順番は、企画提案書等の受付順とし、個別に実施する。

(3) 審査基準等

審査委員会における評価項目、評価事項は次のとおりとする。

- ① 各審査委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が高かった提案事業者を受託候補者及び次点者として選定する。なお、得点が同点だった場合は、委員会で協議のうえ決定する。
- ② 参加者が1者となった場合でも審査を行う。

	評価項目	考え方・着眼点	配点
1	業務の理解度 (10点)	滑川市消防団PR動画等制作業務の目的と内容を十分に理解し、適切な提案がなされているか？	10点
2	提案内容 (50点)	映像要素として「問題提起」「事業の取組内容」が視覚的に明確に表現されているか。	10点
		消防団のイメージアップによる加入促進につながるよう、ターゲット（視聴者）に適切に訴求する内容となっているか。	10点
		映像だけでメッセージが伝わるよう工夫があるか。 (ナレーションやテロップ等を活用する提案)	10点
		視聴者を飽きさせず、引き込む工夫（音楽、効果音、アイコン等）を盛り込んでいるか。	10点
		制作する動画の長さが、効果的な訴求を実現するために適切であるか。	10点

3	業務遂行能力 (20点)	業務遂行能力を備え、適切な業務体制が整っているか。	10点
		実施スケジュールが現実的で、期限内に完了可能であるか。	10点
4	業務の実績 (10点)	類似業務において実績があり、企画力、独創性、専門性を活かした成果をあげているか。	10点
5	提案価格 (10点)	提案内容と照らし合わせて、妥当かつ適正な価格であるか。	10点
合計点			100点

(4) 審査結果の通知・公表

- ① 審査結果は、全ての提案者に書面（様式第9号又は様式第10号）により通知する。
- ② 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立て等は受け付けないものとする。
- ③ 選定審査及び採点の結果は非公表とする。
- ④ 受託候補者決定後、市ホームページに事業者名を公表する。

11 契約の締結

- (1) 受託候補者として特定された者は、市と企画提案の内容について協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。なお、協議の結果、内容について変更があった場合には、改めて見積書の提出を求めるものとする。
- (2) 受託候補者として特定された者との契約締結に関する交渉が合意に至らなかったとき、又は契約締結までの間に「3 参加資格」の要件を満たさなくなったとき、もしくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、審査結果が次点の者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行う。

12 その他

- (1) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 提案書作成に係る不正行為や虚偽の記載が認められた場合
 - ② 実施要領に違反した場合
 - ③ 企画提案書に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
 - ④ 審査に際し、最低水準点を設けた項目において、各審査委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
 - ⑤ 審査の公平を害する行為又は信義に反する行為があった場合
 - ⑥ その他、本実施要項に違反するなど、選考委員会が不適格と認めた場合
- (2) 参加を希望する事業者は、プロポーザル参加表明書の提出をもって、本実施要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 本提案公募の参加に係る費用は、すべて企画提案参加者の負担とする。
- (4) 提案者には参加報酬は支払わないものとする。

- (5) 書類の著作権は企画提案者に帰属するが、本市が公表等のために必要とする場合は、提出書類の内容を無償で利用できることとする。
- (6) 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- (7) 本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできない。
- (8) 仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、事業実施までに特定された企画提案書に応じた仕様書へと変更することがある。
- (9) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (10) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項については、協議により決定するものとする。

13 書類の提出先及び問合せ先

- (1) 質問書 〒936-8601 滑川市寺家町 104 番地
滑川市総務部財政課（市役所本館 2 階）
TEL 076-475-1254 e-mail zaisei@city.namerikawa.lg.jp
- (2) その他 〒936-8601 滑川市寺家町 104 番地
滑川市総務部防災危機管理課（市役所本館 2 階）
TEL 076-475-0573 e-mail bousaikiki@city.namerikawa.lg.jp